

平成 25 年 9 月 26 日

糞便を用いたアワビ類のキセノハリオチス検査について Ver 1.0

1. 検査対象：種苗、種苗生産用親貝、および天然貝
2. 検査時期：検査時期はキセノハリオチス症防疫対策ガイドラインに従う。
各検査時の糞便採集は、日を改めて複数回実施する。
3. 検査方法：種苗では、5 個体の糞便をプールして 1 検体とし、30 検体について検査する。親貝及び天然貝では個体別（あるいは数個体をプールしてもよい）に糞便を検査する。検査に際して予め供試貝を新しい水槽に移し、残餌が残らない程度給餌した後、翌日（約 12 時間以降）に糞便を回収する。
回収した糞便は遠心して水分を除去し、100～200mg ずつに小分けして、キセノハリオチスの検査マニュアルに従いスツールキットを用いて DNA を抽出し、PCR を実施する。
4. 検査後の取り扱い：
検査の結果、陽性となった検査個体または群の検査後の取り扱いについては、キセノハリオチス症防疫対策ガイドラインに従うこと。

備考：・高い検査精度を得るためには、検査時まで水温 20℃で 30 日間検査対象貝を飼育する必要がある。
・親貝については、清浄性を担保するために導入から種苗生産開始までの期間中にも検査を実施することが望ましい。